

公益財団法人 連合総合生活開発研究所

常勤役員報酬等支給規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人連合総合生活開発研究所（以下「本財団」という。）定款第35条第1項の規定に基づき、常勤役員（以下「役員」という。）の報酬および退職慰労金の支給基準について定めることを目的とする。

(対象範囲)

第2条 この規程は、定款第30条第2項の規定により選任された理事長、副理事長、専務理事で、常勤の者を対象とする。（常勤とは、主たる勤務場所を本財団とする場合をいう。）

(報酬の形態及び支給方法)

第3条 役員報酬は年俸を原則とする。ただし、月額報酬と一時金に分割して支給することができる。

2 この規程で定める役員報酬には、使用人兼務役員にあつては原則として使用人給与を含むものとする。

3 月額報酬の支給日は、毎月25日（その日が休日に当たるときは、その日の前において、その日に最も近い休日でない日）とし、一時金の支給時期は、原則として毎年6月と12月とする。

4 第1項の報酬は、法令に基づき控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨もしくは役員が指定する金融機関の口座へ振り込むことにより、直接、役員に支給する。

(役員報酬の支給基準)

第4条 役員報酬の総額は、年度毎に評議員会で定めるものとし、個別の報酬額は年間1,200万円を超えない範囲において、理事会の承認を得て理事長が決定するものとする。

2 1年に満たない期間については、在任1ヶ月に対し年俸の12分の1を乗じた額を報酬とする。

(退職慰労金の支給基準)

第5条 役員が退任した場合には退職慰労金を支給することができる。

- 2 退職慰労金は、「役員の年俸÷12×常勤役員在職年数」を基準に、理事会の承認を得て、理事長が決定するものとする。
- 3 在職中の功績が顕著と認められる役員に対しては、前項の基準により算出した金額に、その30%を超えない範囲で、理事会の承認を得たうえで退職慰労金を加算することができる。
- 4 第2項の在職年数は、1年未満の部分は、月割計算とする。
- 5 役員は、退職慰労金の支給について全部又は一部を辞退することができる。

(通勤手当)

第6条 役員には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて、通勤手当を支給することができるものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、2002年10月1日から施行する。

この規程の一部改正は、2011年4月1日から施行する。

(公益財団法人連合総合生活開発研究所の設立の登記の日)

この規程の一部改正は、2011年9月16日から施行する。